

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

第2節 調整事件の概要

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

1 調整事件取扱状況（過去10年）

令和7年中に取り扱った調整事件は、労働組合側から申請のあった1件である（第1表、第2表）。

第1表 調整種別取扱件数

区分 \ 年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
あっせん	—	2	3(1)	1	1	—	2	1	—	1
調停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	2	3(1)	1	1	—	2	1	—	1

(注) () は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数（新規申請分）

区分 \ 年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
申請によるもの	—	2	2	1	1	—	2	1	—	1
労働組合等	—	2	2	1	1	—	2	1	—	1
使用者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
労使双方	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
申請によらないもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	2	2	1	1	—	2	1	—	1

2 業種別・企業規模別取扱状況

令和7年中に取り扱った事件の業種は「運輸業」が1件である（第3表、第4表）。

第3表 業種別取扱件数（新規申請分）

年 区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
運輸業	—	2	—	—	—	—	1	—	—	1
卸売・小売業	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉業	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
教育・学習支援	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
複合サービス業	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	2	2	1	1	—	2	1	—	1

第4表 企業規模別取扱件数（新規申請分）

年 区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1～49人	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—
50～99人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100～499人	—	1	1	—	1	—	1	1	—	1
500～999人	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
1,000人以上	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	2	2	1	1	—	2	1	—	1

3 調整事項別取扱状況

令和7年中に取り扱った事件の調整事項は、「その他の経営・人事」（懲戒処分の軽減）が1件である（第5表）。

第5表 調整事項別取扱件数（新規申請分）

区分 \ 年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経営・人事	—	—	2	1	—	—	2	—	—	1
解雇	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—
その他の経営・人事	—	—	1	—	—	—	1	—	—	1
賃金等	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
賃上げ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一時金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
諸手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他賃金等	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
給与以外の労働条件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の労働条件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
組合承認・組合活動	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—
団体交渉促進	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	2	2	1	1	—	4	1	—	1

（注）1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他表の件数とは一致しない場合がある。

4 調整結果別取扱状況

令和7年中に取り扱った事件の調整結果は、「打切り」が1件である（第6表）。

第6表 調整結果別取扱件数

区分 \ 年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
取扱件数	—	2	3	1	1	—	2	1	—	1
繰越件数	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
新規件数	—	2	2	1	1	—	2	—	—	1
解決件数	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
取下件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
打切件数	—	1	3	1	—	—	2	1	—	1
繰越件数	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—

5 調整所要日数

令和7年中に取り扱った事件の調整所要日数は、「26.0日」である（第7表）。

第7表 調整種別所要日数

区分	年									
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
あっせん	—	1	3	1	1	—	2	1	—	1
	—	8.0	2.3	20.0	57.0	—	13.5	8.0	—	26.0
調停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	1	3	1	1	—	2	1	—	1
	—	8.0	2.3	20.0	57.0	—	13.5	8.0	—	26.0

（注）ここでの「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの平均所要日数としており、表中上段が件数、下段が平均所要日数である。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

6 調整事件一覧表

事件名	令和7年（調）第1号事件
調整区分	あっせん
申請受付年月日	令和7年10月9日
申請者	労働組合
業種	運輸業
申請者の所在地	いわき市
組合員数	358名
あっせん事項	組合員の諭旨解雇について
あっせん員指名年月日	令和7年11月7日
あっせん員	公益委員：榎 裕康 労働者委員：高原 英二 使用者委員：板橋 正治
あっせん回数	1回
終結年月日	令和7年12月2日
終結区分	打切り
所要日数	26日

第 2 節 調整事件の概要

1 令和 7 年（調）第 1 号事件（あっせん）

- (1) 申請受付年月日
令和 7 年 10 月 9 日
- (2) 当事者
申請者 労働組合
被申請者 株式会社（運輸業）
- (3) あっせん事項
組合員の諭旨解雇について
- (4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	経 過
令和 7 年 8 月上旬	組合員が、始業時のアルコール検査を約 40 回にわたって後輩社員に身代わりで行なわせていた不正行為が被申請者の調査により発覚した。
8 月 28 日	被申請者が組合員に事情聴取を行い、組合員は事実であることを認めた。
9 月 8 日	被申請者は組合員と面談し、解雇に当てはまるが反省していることを考慮して、諭旨解雇とする旨を組合員に言い渡し、処分まで自宅待機を命じた。その後、組合員は労働組合に相談した。
9 月 9 日	労働組合は、組合員の処分軽減を求めて被申請者と話し合いを行った。
9 月 10 日	被申請者は、組合員に対し弁明の機会を設けた。
9 月 12 日	被申請者は、組合員に諭旨解雇を正式に伝え、退職届の提出期限を 9 月 19 日とした。
9 月 16 日 ～19 日	労働組合と被申請者は 4 日間にわたって話し合いを行った。労働組合は処分の軽減を求めたが、被申請者はこれを拒否した。
9 月 19 日	労働組合は被申請者に対し、正式に団体交渉を申し入れた。
9 月 24 日 29 日	労働組合と被申請者は団体交渉を 2 回実施したが、被申請者は組合員の処分を変えなかった。
10 月 6 日	労働組合は労働委員会にあっせんを申請した。

(5) 当事者の主な主張

① 労働組合（申請者）

ア 組合としても今回の事案の重大さは十分に理解しており、懲戒処分も仕方がないが、諭旨解雇は不当であり、処分の軽減を求める。

イ 就業規則が一般の社員に分からない状態となっているので、就業規則周知義務違反であり、懲戒に値するとしても不当である。

ウ 懲戒処分の通告までに1度も会社からの注意、指導がないまま諭旨解雇というのは処分として重い。組合員が、他の後輩社員にアルコール検査を40回身代わりさせていた間に、会社は注意をすることができたはずである。

エ 別件で法に触れる行為をした職員へ出勤停止90日の処分としていることの対比でも今回の内容は不当だと考える。

オ 本人は猛省しており、今後はより一層社会、会社のルールを遵守し会社に貢献したいと話している。

カ 団交では、会社側は弁護士の言葉を伝えるだけで話し合いになっていない。

キ アルコール検査のやり方などは、組合員全体に関わる問題である。

② 会社側（被申請者）

ア 処分の内容は、昨今の情勢なども考慮して慎重に検討し決定したものである。新たな事実が判明するなどが無い限り変更できない。

イ 就業規則等は各詰め所に設置しており、従業員はいつでも閲覧可能である。また、就業規則の改訂の度に従業員に説明している。

ウ 他の後輩社員にアルコール検査を身代わりさせていたため、不正行為に気づくことができなかつたことから、指導する機会が無かつたものである。

エ 組合が主張する別件とは内容や業務への影響の程度が異なる。また、本事案も別件も、処分の内容はそれぞれ丁寧に検討して決定したものである。

(6) あっせん員

公益委員 榎 裕康

労働者委員 高原 英二

使用者委員 板橋 正治

(7) 終結状況（打切り）・・・・（終結年月日：令和7年12月2日）

あっせん員が、当事者双方から事実認識や解決に向けた条件等を聴取し、譲歩案を示しながら説得にあつたが、双方の主張に歩み寄りは見られず、妥協点を見出すことが極めて困難であることから、あっせん員が協議した結果、あっせんによる解決は困難であると判断し、あっせんと打切り、本件は終結した。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

1 争議行為予告通知件数及び実情調査実施件数

令和7年中の争議行為予告通知件数は48件であり、実情調査実施件数は222件であった(第1表)。

第1表 争議行為予告通知件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
予告通知件数	—	16	11	—	1	—	—	—	1	15	2	2	48
実情調査実施件数	10	17	31	27	17	17	12	10	9	24	25	23	222

2 争議事項別予告通知件数

争議事項別では、「賃上げ」が43件、「一時金」が1件、「労働条件改善」が2件、「その他」が2件となっており、「賃上げ」が89.6%を占めている。過去10年でも、「賃上げ」の占める割合が大きい(第2表)。

第2表 争議事項別予告通知件数

年 区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
賃上げ	40	32	41	24	25	25	24	38	35	43
一時金	18	2	2	8	11	11	10	2	2	1
労働協約	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—
労働時間	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—
団交促進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
労働条件改善	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
その他	3	2	7	7	3	16	7	—	1	2
計	62	40	50	39	39	52	41	41	38	48

3 業種別争議行為予告通知件数

業種別では、「医療業」が25件で52.1%を占めている。過去10年でも、「医療業」の占める割合が大きい(第3表)。

第3表 業種別争議行為予告通知件数

年 種別	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
鉄道業	7	5	5	3	2	2	7	2	1	—
道路旅客運送業	5	3	3	2	3	3	—	3	2	4
道路貨物運送業	18	3	12	4	6	20	8	8	8	14
通信業	3	1	2	2	2	2	1	1	1	1
電気業	3	3	3	3	2	2	4	4	4	4
医療業	26	25	25	25	24	23	21	23	22	25
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	62	40	50	39	39	52	41	41	38	48

